

【消費税インボイス制度】

万一、このまま制度が導入されたら、
 どうすればいいの？

＜現在の課税状況別 対応例＞

【一例です詳しくは税理士等にご確認下さい】

【今、本則課税の事業者の場合】

- ①仕事をもらう(代金をもらう)立場なら
- ◆上位企業(仕事をもらう先)が本則課税業者ならインボイス登録が必要
 - ◆上位企業(仕事をもらう先)が消費者、免税業者、簡易課税業者のみなら、インボイス登録不要
- ②仕事を出す(代金を支払う)立場なら
- ◆取引先(下請)に免税業者がいるか把握
 - ◆免税業者の方への対応を検討する
 - ・下請にインボイス登録を求めるのか
 - ・下請がインボイス登録しない場合は…
 - ・一方的な単価引下げは違法→単価交渉
 - ・経過措置を頭に入れる
- 2023年10月～2026年9月まで、
 免税事業者からの仕入れは80%控除
 2026年10月～2029年9月まで、
 免税事業者からの仕入れは50%控除
- ◆取引先(下請)の働き方が、労働者性が高い場合は、雇用も検討

【今、簡易課税の事業者の場合】

- ①仕事をもらう(代金をもらう)立場なら
- ◆上位企業(仕事をもらう先)が本則課税業者ならインボイス登録が必要
 - ◆上位企業が消費者、免税業者、簡易課税業者のみなら、インボイス登録不要
- ②仕事を出す(代金を支払う)立場なら
- ◆消費税の納税額は、みなし仕入れ率が適用されるので、取引先(支払い先)に免税業者がいても影響はない
- ③ただし、簡易課税は売上5,000万円以下

【今、免税事業者の場合】(一人親方とか)

- ①仕事をもらう(代金をもらう)立場なら
- ◆上位企業(仕事をもらう先)が消費者、免税業者、簡易課税業者のみなら、インボイス登録不要

- ◆上位企業(仕事をもらう先)が本則課税業者ならインボイス登録(課税業者になる事)を求められることがある
 - ・課税業者になる(消費税を上乗せで請求できるか)→単価交渉(消費税拒否は違法)
 - ・課税業者になるなら簡易課税を検討
 - ・免税業者のままなら、上位企業(代金をもらう先)が消費税を負担する事になるので、価格引下げを言われる可能性がある→単価交渉
 - ・一方的な単価引下げは違法

- ◆上位企業(仕事をもらう先)の専属外注など労働者に近い状態なら雇用の相談
- ◆経過措置を頭に入れる
 - 2023年10月～2026年9月まで、
免税事業者からの仕入れは80%控除
 - 2026年10月～2029年9月まで、
免税事業者からの仕入れは50%控除

- ②仕事を出す(代金を支払う)立場なら
- ◆取引先からインボイスを貰う必要なし
- ▲■○▲●■▲■○▲■○▲■○▲■○▲■○▲■○
 年間売上600万円の免税事業者の影響試算
 (免税事業者は課税売上1,000万円以下)

1. 今、消費税を請求して【いない】人

- 1-1 免税事業者のまま「値引きに応じる」
 (一方的な値引きは違法)
- ①年間売上600万円→②消費税分約55万の値引き→③年間売上545万円
- 1-2 課税転換して「消費税分値引きに応じる」
 (一方的な値引き、消費税転嫁拒否は違法)
- ①年間請求600万円(545万+税55万)→②簡易課税による納税55万×40%=22万→③年間売上578万円=600万-22万
- 1-3 課税転換して「消費税(60万)を請求」
- ①年間請求660万円(600万+税60万)→②簡易課税による納税60万×40%=24万→③年間売上636万円=660万-24万

2. 今、消費税を請求して【いる】人

- 2-1 免税事業者のまま「値引きに応じる」
 (一方的な値引きは違法)
- ①年間請求600万円(545万+税55万)→②約55万の値引き→③年間売上545万円
- 2-2 課税転換して「これまで同様に請求」
- ①年間請求600万円(545万+税55万)→②簡易課税による納税55万×40%=22万→③年間売上578万円=600万-22万



＜＜組合主催定期健康診断実施のお知らせ＞＞

毎年恒例の令和4年度組合主催定期健康診断を下記の日程において実施いたします。健診をご希望される方は、今月の配布物と同時配布の、『申込書』に記入し田川建労へご提出下さい。なお、健診機関で感染症対策を行っており、例年と違う対応となる可能性があります。ご承知おき下さい。

※荘内地区健康管理センター会場の申込書になりますので、必ず希望日の指定をお願いします。

※申込み締め切りは、12月9日(金)となっております。

* 健診日程 * (令和5年)

実施日	実施場所
1月19日(木)	荘内地区 健康管理 センター 子宮がん検診実施日は 1/20・2/17です
1月20日(金)	
2月16日(木)	
2月17日(金)	

健診内容等、詳しくは別紙の『組合主催定期健康診断実施のお知らせ』をご覧ください。

令和4年度最後の集団健診です。今年度まだ健康診断を受診されていない方は、この機会にぜひ受診して下さい。年に一度の健康診断をお勧め致します。

11月・12月の行事

【11月】

- 13 東田川地区協議会
- 14 住・技対部部会【午前】
- 15 労対部部会【午後】
- 16 社保対部部会【午前】
- 賃・税対部部会【午前】
- 組織部部会【午後】
- 18 予算要求中央決起大会
- 20・21 全国青協幹部会議
- 22 労災防止団体連絡会議
- 25 執行委員会
- 28 集団健診『鼠ヶ関』
- 30 組織拡大先進地研修

【12月】

- 5 県連三役打合せ会
- 13 県連執行委員会
- 15・16 石綿含有建材
調査者講習
- 16 木建安全パトロール
- 23 執行委員会
- 29 事務局仕事納め
- 1/5 事務局仕事始め

建設国保ご加入の皆さんへ インフルエンザ予防接種補助金交付制度 について・・・

今年度もインフルエンザ予防接種の季節となりました。補助金の申請方法等は下記のようにになります。どうぞご利用下さい。

* 申請に必要な書類 *

①領収書(原本)

- ※原本での申請が厳守となります。
- ※領収書に・予防接種を受けた方の氏名・
予防接種を受けた日・予防接種を受けた
医療機関名・予防接種の金額・『インフル
エンザ予防接種代』と明記されている
上記の5項目が記載されていれば②の添
付書類は不要です。

②接種済証明書または母子手帳(いずれもコピー可)

- ※接種済証明書は申し出がないと証明書が出ない医療機関があります。予防接種受付時に医療機関窓口申し出るようにして下さい。(明細書等の添付でも申請できます)

* 補助金額 *

- 毎年度1名につき2,000円を上限として支給
- ※小学生以下の方は毎年度2回まで補助金の対象となります。
- (上限金額は1回につき2,000円まで)

!!! ご注意ください !!!

- ・65歳以上の方は予防接種法適用のため対象外となります。
- ・市町村等からの助成が受けることができる場合、対象外となります。
- ・建設国保被保険者の資格取得日より6ヶ月以上経過した方が対象となります



建設国保 傷病手当金の申請について

建設国保に加入している組合員(本人のみ)が病気やケガ(労災等除く)で休業した場合、傷病手当金の給付申請を行うことができます。 **新型コロナウイルスに感染し療養を行った場合も、対象になります。**陽性となった日や働き方(従業員等)によって、ご準備頂く書類が違いますので申請を行う際は、一度、組合へお問い合わせ下さい。

注>> 下記の方は、給付対象外となります

- * 建設国保資格取得か6ヶ月未満の方
- * 休業中に給与や報酬の支払いを受けた方



組合員の明暗 (敬称略)

☆赤ちゃん誕生おめでとう！
宮崎 翠南斗 (櫛引)

◆お悔やみ申し上げます

岩本 貞男 (鶴岡/大工) 10月23日死去91歳
本間 文二 (温海/大工) 10月21日死去89歳

※組合共済申請を基に掲載しています。

▲▼■◆●△▽□◇○▲▼■◆●△▽□◇○ 全建総連「労働安全標語」募集

全建総連では「労働安全標語」を募集します。優秀作品には全建総連から賞品が贈られます。ぜひご応募ください。

内容 労働安全に関する標語
字数 できるだけわかりやすい表現で
簡素なもの
資格 組合員とその家族 (お一人一点まで)
審査 全建総連労働安全衛生対策
全国活動者会議にて審査
賞品 最優秀作品1点
優秀作品 9点に賞品が贈られます。
応募 任意の用紙・書式で『応募標語、お名前、ご住所、電話番号、メールアドレス(お持ちの方)』をご記入の上、令和4年12月26日(月)まで組合に御持参またはFAX、メールして下さい。
ほか 応募作品の著作権は全建総連に帰属します。上位10点を厚労省「全国安全週間のスローガン募集」へ応募します。



職業訓練指導員免許 資格取得講習 (48時間講習)

職業訓練指導員に必要な指導方法に関する能力を付与する為の講習会が実施されます。

受講ご希望の方は組合までご連絡ください。

ご一報いただければ、受講申込書等送付します。

×切 12月16日(金) *必着
**今年度は、庄内会場でも
開催されます。**

講習会のお知らせ

☆...☆...講習会のお知らせ...☆...☆...
☆ 2~3ヶ月後の講習も、既に定員に達し ☆
☆ ているものが多くなっています。 ☆
☆ また、定員間近なものも多くあります。 ☆
☆ お早めにお申し込み下さい。 ☆

★労働基準協会連合会 023-674-0204

●特定化学物質及び四アルシ鉛等作業主任者講習
○ 1月26日~27日 山形会場

●有機溶剤作業主任者講習
○ 11月30日~ 1日 山形会場

★建設業労働災害防止協会 鶴岡 0235-22-2364
酒田 0234-33-0702 寒河江 0237-83-2211

『建災防技能講習』申込を代行します

必要書類等(写真や必要資格の証明書等)をご準備いただければ、組合で「空き状況の確認」・「予約」・「申込」・「受講料の振込」を代行いたします。詳細は事前にお問合せ下さい。

❖ 代行手数料：1件1,000円(振込料込)
同時2件目以降500円追加

※代行できるのは建災防の講習のみです

●車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習
○ 2月13日~14日ほか 寒河江会場

●不整地運搬車運転技能講習
○ 2月20日~21日(年度内最終) 寒河江会場

●足場の組立等作業主任者講習
○ 1月17日~18日(年度内最終) 寒河江会場

●木造建築物の組立等作業主任者講習
○ 2月 1日~ 2日(年度内最終) 寒河江会場

●コンクリート工作物解体等作業主任者講習
○ 2月14日~15日(年度内最終) 寒河江会場

●足場の組立等特別教育
○ 12月 6日(年度内最終) 寒河江会場

●フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
○ 1月31日(追加講習) 寒河江会場

●丸のこ等取扱い作業従事者教育
○ 2月 3日(年度内最終) 寒河江会場

★陸上貨物運送事業労働災害防止協会
023-676-5560 庄内分会 0234-33-1770

●フォークリフト運転技能講習
○ 1月13日・16~18又は19~21日天童・寒河江会場

★ボイラ・クレーン安全協会 023-664-0085
酒田分室 0234-24-8737

●玉掛け技能講習 (内3日間)
○ 12月15~16日・19~22日 余目会場

●小型移動式クレーン運転技能講習 (内3日間)
○ 1月23日~27日 山形会場

※いずれも予定です。お問合せ・申込みはお早目に。

